

解雇の金銭解決 議論

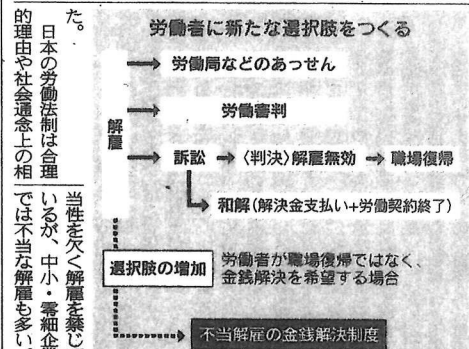
厚労省検討会が始まる 上下限設定など

厚生労働省は12日、裁量先行きは不明だが、判断で不当とされた解雇の金銭解決制度の創設に向けて検討会を創設し、有識者検討会の初会合を開いた。今後、解雇金に上限や下限を設けるかなどを議論し、2019年にも法改正の検討を始める。ただ金銭解決はこれまで検討した経緯がある。労働組合などの反対で議論が進んでおら

解雇に関する解決金の水準

| | |
|------------|-------|
| | 中央値 |
| 労働局などのあっせん | 20万円 |
| 労働審判 | 120万円 |
| 訴訟上の和解 | 200万円 |

(注)労働政策研究・研修機構の分析を基に厚労省作成



解雇された人が望めば職場復帰を促す代わりに会社から解決金を受け取るのが「不当解雇の金銭解決」制度があれば、労働市場の流動性を高める効果が期待できるとの指摘もある。

労働紛争の解決手段には、現在も主に①都道府県の労働局などによるあっせんの裁判所での労働審判の裁判の3つがある。ただ、お金で解決するには原則として、企業と労働者間で合意する必要がある。

新たな制度は4つめの選択肢となる。厚労省が検討中の案は、まず解雇された労働者が金銭解決を求めると同時に、裁判の判決で金銭の支払いが命じられれば、企業が支払った上で労働契約を終了する仕組みだ。

厚労省は19年にも労働政策審議会(厚労相の諮問機関)で経済界や労働者の意見を聞き、法改正の議論に着手する方針だ。ただ、労働者側はお金が支払って解雇するケースが増えるなど主張し制

2018年6月13日 朝日 朝刊

解雇の金銭解決 議論

法学者による検討開始

解雇をめぐるトラブルをお金で解決する「解雇の金銭解決制度」について、厚生労働省が12日、法学者6人による検討会を設け、導入に向けた議論を始めた。年内をめどに法的な論点をまとめる。その後、労使などによる労働政策審議会(厚労相の諮問機関)で具体的な議論をする予定だ。

検討会では、不当に解雇された労働者に、会社に解決金の支払いを要求できる

権利を付与する仕組みのあり方を軸に、法的な課題や問題点をまとめる。

同制度の導入検討は、政府の2015年の日本再興戦略に盛り込まれた。これを受け、厚労省が労使と有識者の検討会を設置。昨年5月にまとめた報告書で「法的な論点を加えることが適当」とされ、今回の検討会が新たに設けられた。

(松浦祐子)